

## 清掃業務処理要領(窓ガラス清掃)(案)

### 1 基本事項

- (1) 清掃業務の処理に当たっては、良好な環境衛生の維持等に十分配慮するとともに委託者の業務に支障のないよう日程、時間帯、作業手順等に配慮すること。
- (2) 高所での作業となるので、作業員にはヘルメット・命綱等を必ず着用させるなど安全の確保を図ること。
- (3) 各種建材の特性を十分認識したうえ、最適な清掃資機材を使用すること。
- (4) 清掃機材の取扱いに注意し、委託者の施設、備品等を損傷させないこと。
- (5) じん埃、汚水等を飛散させないこと。
- (6) 清掃作業の実施により移動した備品等は、必ず元の位置に戻しておくこと。
- (7) 用水及び電力の使用については必要最小限に止め、照明は作業終了次第直ちに消灯すること。
- (8) 火気には十分注意し、特に、消防法第2条第7号別表に定める発火性又は引火性の危険物は絶対に使用しないこと。
- (9) その他、細部の事項については委託者と協議すること。

### 2 費用の負担

清掃業務の処理に要する資機材、消耗品等は、一切受託者の負担とする。ただし、水道及び電力の費用は委託者の負担とする。

### 3 作業範囲

別添図面に示す指定場所を作業対象とする。

### 4 清掃日程

窓ガラス清掃を実施する場合は、事前に日程を協議すること。

### 5 作業実施時間

原則として、午前9時から午後5時までの間に作業を実施すること。

### 6 作業仕様

#### (1) ガラス

ガラス面に水又は中性洗剤を用いて汚れを除去し、窓用スクイージーで汚水を除去した後、タオルで空拭き仕上げをすること。

#### (2) ステンレス、アルミサッシ

中性洗剤、ハイツール等での洗剤でブラシ、タオル等を使用して汚れを除去し、磨き上げる。強度の汚れ、付着物の取り除きは、シンナー等を使用して清掃し、タオルで空拭き仕上げをすること。